

茨木市学童保育室利用料口座振替制度実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市学童保育室利用料（以下「利用料」という。）の口座振替制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象利用料)

第2 口座振替の対象となる利用料は、現年度分の利用料で納入期限が経過していない月分のものとする。

(取扱金融機関)

第3 取扱金融機関は、茨木市の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関のうち、利用料の口座振替に関する契約を締結している金融機関（以下「金融機関」という。）とする。

(指定預金口座)

第4 口座振替をすることができる預金は、普通預金又は当座預金のうち利用料を納付しなければならない保護者（以下「保護者」という。）が指定した1口座とする。

(対象者)

第5 口座振替の方法で納付できる者は、金融機関に口座を有する者で、当該金融機関の承認を得たものとする。

(申込手続等)

第6 口座振替を希望する保護者は、茨木市学童保育室利用料口座振替納付依頼書・自動払込利用申込書（兼解約（廃止）届）（様式第1号A・B・C・D。以下それぞれ「依頼書（A）・（B）・（C）・（D）」という。）を金融機関又は茨木市こども育成部学童保育課（以下「学童保育課」という。）のいずれかへ提出しなければならない。

2 金融機関は、依頼書の提出を受けたときは、記載事項及び当該保護者の指定預金口座を確認後、承認するものについては受付をして、依頼書（A）は金融機関で保管し、依頼書（B）には承認印を押印の上、依頼書（B）及び依頼書（C）を学童保育課へ送付し、依頼書（D）を保護者に交付する。

3 学童保育課は、金融機関から依頼書（B）及び依頼書（C）の送付を受けたときは、記載事項を確認し、受付印を押印の上、依頼書（B）及び依頼書（C）を保管する。

4 学童保育課は、依頼書の提出を受けたときは、記載事項を確認後、受付をして依頼書（A）・（B）・（C）を金融機関へ送付し、依頼書（D）を保護者に交付する。

5 金融機関は、学童保育課から依頼書（A）・（B）・（C）の送付を受けたとき

は、当該保護者の指定預金口座を確認後、承認するものについては受付をして、依頼書（A）は金融機関で保管し、依頼書（B）には承認印を押印の上、依頼書（B）及び依頼書（C）を学童保育課へ送付する。

- 6 第3項の規定は、学童保育課が依頼書の提出を受け、金融機関から依頼書（B）及び依頼書（C）が送付されたときについて準用する。
（口座振替の情報の送付等）

第7 学童保育課は、口座振替に必要な情報の送受信を市が委託する事業者（以下「伝送処理委託業者」という。）を介して金融機関との協議によって定める日までに電気通信回線を通して伝送する方式（以下「データ伝送方式」という。）により行うものとする。

- 2 学童保育課は、口座振替請求データを作成し、伝送処理委託業者へ茨木市学童保育室利用料口座振替データ送付書（様式第2号）とともに、6営業日前までに送信するものとする。
- 3 伝送処理委託業者は、前項の規定により市が送信した口座振替請求データを受信したときは、金融機関別の口座振替請求データを作成し、金融機関へ口座振替連絡票とともに、4営業日前までに送信するものとする。
- 4 伝送処理委託業者及び金融機関は、口座振替請求データの内容を変更してはならない。ただし、市から茨木市学童保育室利用料口座振替請求停止通知書（様式第5号。第13において「停止通知書」という。）の送付があった場合は、この限りでない。
- 5 システム障害等によりデータ伝送方式が行えない場合は、学童保育課、伝送処理委託業者又は金融機関で協議の上、電磁式記憶媒体など代替の方式にて行うものとする。

（振替日）

第8 振替日は、当該納付月の30日（2月は28日。以下この項において同じ。）とする。ただし、30日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日とする。

（振替納付手続）

第9 金融機関は、振替日に保護者が指定した預金口座から口座振替請求データに基づき金額を引き出し、茨木市に納付する。

- 2 金融機関は、振替処理の手続完了後、茨木市学童保育室利用料口座振替済報告書（様式第3号）をとりまとめ店を経由して、茨木市指定金融機関を経由して、茨木市会計管理者に送付するものとする。
- 3 金融機関は、振替処理の手続完了後、茨木市学童保育室利用料口座振替済報告書兼手数料請求書（様式第7号。第15において「報告書兼請求書」という。）を学童保育課に提出するものとする。

(口座振替結果データの送付等)

第10 金融機関は、振替納付の手續完了後、口座振替結果データを作成し、学童保育課へ振替日の2営業日以内に伝送処理委託業者へ送信する。

2 伝送処理委託業者は、金融機関から受信した口座振替結果データを統合し、必要事項を記載した振替結果一覧表及び不能結果一覧表とともに、市へ振替日後3営業日以内に送信するものとする。

3 システム障害等によりデータ伝送方式が行えない場合は、第7第5項の規定を準用する。

(振替不能の取扱い)

第11 金融機関は、振替日に指定預金口座の預金不足等により口座振替が不能となったときは、振替日の3営業日後までに、振替不能の理由の情報を学童保育課へ送付し、又は送信するものとする。

(振替不能分の督促状等の送付)

第12 学童保育課は、口座振替ができなかった振替不能分について、保護者に対し、茨木市学童保育室利用料督促状兼領収証書(様式第4号)により督促する。

2 同一振替日に同一名義人の振替件数が2件以上ある場合には、振替可能な請求分から振り替えるものとし、その振替について優先順位を付けない。

(口座振替の一時停止)

第13 学童保育課は、口座振替請求データを送付し、又は送信した後、振替日前3日(金融機関の休業日を除く。)までに名義人から口座振替による利用料の納付が一時的に困難である旨の申出があったときは、停止通知書を当該金融機関に送付する。

2 前項の場合において、学童保育課は、茨木市学童保育室利用料口座振替請求停止通知書(控)(様式第6号)を作成し、これを保管する。

(変更及び解約手續)

第14 口座振替を依頼した保護者は、変更又は解約をするときは、依頼書(A)・(B)・(C)・(D)を金融機関又は学童保育課のいずれかへ提出しなければならない。

2 第6第2項から第6項までの規定は、口座振替の変更又は解約について準用する。
(取扱手数料の請求)

第15 口座振替による利用料の収納事務の取扱手数料は、金融機関と協議の上、茨木市において負担するものとし、金融機関から送付される報告書兼手数料請求書に基づき支払うものとする。

(機密保護の義務)

第16 学童保育課は、口座振替収納に係る情報を金融機関に引き渡す場合は、特に個人情報保護に留意し、茨木市個人情報保護条例(平成18年茨木市条例第36号)の

規定に基づき、当該口座振替収納事務を執行するために必要であり、かつ、最小限のものに限定するものとする。

- 2 学童保育課は、金融機関及び伝送処理委託業者に対し、前項で知り得た個人情報の秘密保持、個人情報の目的外使用及び第三者への漏洩の禁止、事故発生時における報告義務を厳守させるものとする。

(株式会社ゆうちょ銀行が取り扱う口座振替)

第17 株式会社ゆうちょ銀行が取り扱う口座振替については、この要綱の規定中「金融機関」とあるのは「株式会社ゆうちょ銀行」と、「口座振替」とあるのは「自動払込」と、「預金」とあるのは「貯金」と、「普通預金」及び「当座預金」とあるのは「通常貯金」とする。

(その他)

第18 この要綱に定めるもののほか、口座振替の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 茨木市留守家庭児童会会費口座振替制度実施要綱を廃止する要綱（平成22年4月1日実施）による廃止前の茨木市留守家庭児童会会費口座振替制度実施要綱（平成22年4月1日実施。以下この項及び次項において「廃止要綱」という。）附則第2項の規定によってした口座振替の申込手続その他廃止要綱を実施するために必要な準備行為として行った行為は、この要綱の相当規定によってしたものとみなす。
- 3 この要綱の実施の際、廃止要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市学童保育利用料口座振替制度実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市学童保育利用料口座振替制度実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年12月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市学童保育利用料口座振替制度実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

3 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市学童保育室利用料口座振替制度実施要綱による令和3年度茨木市学童保育室利用料11月分の口座振替については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年11月25日から実施する。

口座振替・自動払込

市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料
 保育所利用者負担額・学童保育室利用料・水道料金・下水道使用料

《 便利・安全・確実です 》

- ・ 納付に出かける手間がはぶけます。
- ・ うっかり納付を忘れたときでも安全です。
- ・ 忙しい人、不在がちな人は特に便利です。

《 手続きは簡単です 》

- ・ 預金(貯金)通帳、届出印鑑、振替(払込)を希望される納税通知書(納付書)を持参のうえ、下記の金融機関又はゆうちょ銀行(郵便局)の窓口でお申し込みください。(ただし、保育所利用者負担額・学童保育室利用料・水道料金・下水道使用料については、納付書の持参は不要です。)なお、市役所窓口での受付も行っていきます。

《 取扱いの市税・保険料・保育所利用者負 》

- ・ 下記の市税・保険料・保育所利用者負担額等からご希望の口座振替(自動払込)種目を選んでください。

種 目	① 市税〔軽自動車税、固定資産税・都市計画税、償却資産、市・府民税(普通徴収)〕
	② 国民健康保険料
	③ 後期高齢者医療保険料(75歳(一定の障害があるかたは65歳)以上のかた)
	④ 介護保険料(65歳以上のかたで、介護保険料を年金から特別徴収されていないかた)
	⑤ 保育所利用者負担額(公私立保育所(園)利用者負担額及び待機児童保育室基本保育料、公立保育所及び待機児童保育室延長保育料・給食費)
	⑥ 学童保育室利用料(基本利用料・延長利用料)
	⑦ 水道料金・下水道使用料

《 取扱金融機関 》(平成28年11月1日現在)

りそな銀行 三菱東京UFJ銀行 みずほ銀行 三井住友銀行 近畿大阪銀行 池田泉州銀行
 京都銀行 三井住友信託銀行 関西アーバン銀行 大正銀行 北おおさか信用金庫
 尼崎信用金庫 大阪信用金庫 近畿労働金庫 茨木市農業協同組合 北大阪農業協同組合
 ゆうちょ銀行(郵便局)

※滋賀銀行(①④⑤⑦) ※みなと銀行(⑤⑥) ※大阪シティ信用金庫(③⑤⑥)

※近畿産業信用組合(⑥) (順不同)

〈注〉「※」印の金融機関では取扱いできない種目(上記①～⑦の番号)があります。

《 手続きが済みますと 》

- ・ 口座振替(自動払込)の開始時期を文書でお知らせします。(水道料金・下水道使用料は除く)

《 注意 》(ご本人保管の約定事項をご覧ください)

- ・ 一度の手続きで、毎年自動的に継続します。
- ・ 納期限の過ぎた市税・保険料・保育所利用者負担額等は、取扱いできません。
- ・ 所定の振替(払込)日に振替(払込)できなかった場合、再振替(振込)はしません。
- ・ 長期間にわたり口座振替(自動払込)できなかった場合、口座振替(自動払込)が解除となる場合がありますので、預金(貯金)残額については、注意してください。
- ・ 市税(固定資産税・都市計画税、償却資産、市・府民税(普通徴収))の振替(払込)方法は、全期納付と別期納付の2つの方法があります。
- ・ 国民健康保険料の振替(払込)方法は、全期納付と別期納付の2つの方法があります。全期納付の場合は、前納報奨金を差し引いた金額を振替(払込)します。ただし、年度途中での申請の方につきましては当該年度分は別期納付となり、次年度からの全期納付の取扱となります。
- ・ 保育所利用者負担額については、保育所入所中(入所が決定された児童を含む)の対象児童全員に係る保育所利用者負担額を指定口座から振替(払込)します。
- ・ 学童保育室利用料は、学童保育室入室中(月途中での退室児童を含む)の対象児童全員に係る学童保育室利用料を指定口座から振替(払込)します。
- ・ この口座振替を解除する場合は必ず届出をしてください。

《 お問合せ先 》茨木市役所 TEL 072-622-8121 (代表)

- | | | |
|---------------------|-----------------|----------------------------|
| ・ 市税に関すること | 企画財政部 収納課 | (内線 2272) 072-620-1616(直通) |
| ・ 国民健康保険料に関すること | 健康福祉部 保険年金課 | (内線 2564) 072-620-1631(直通) |
| ・ 後期高齢者医療保険料に関すること | 健康福祉部 保険年金課 | (内線 2451) 072-620-1630(直通) |
| ・ 介護保険料に関すること | 健康福祉部 介護保険課 | (内線 2551) 072-620-1639(直通) |
| ・ 保育所利用者負担額に関すること | こども育成部 保育幼稚園事業課 | (内線 2546) 072-620-1638(直通) |
| ・ 学童保育室利用料に関すること | こども育成部 学童保育課 | (内線 2433) 072-620-1801(直通) |
| ・ 水道料金・下水道使用料に関すること | 水道部 営業課 | (内線 3431) 072-620-1691(直通) |

(様式第1号A)

取扱金融機関
ゆうちょ銀行

茨木市
御中

市 税 保育所利用者負担額
国民健康保険料 学童保育室利用料 口座振替納付依頼書
後期高齢者医療保険料 水道料金・下水道使用料 (兼解約(廃止)届)
介護保険料 自動払込利用申込書

本書のとおり、私名義の預金(貯金)口座から口座振替・自動払込により納付したいので、裏面の約定(ゆうちょ銀行を除く)を承認のうえ申し込みます。

なお、私以外の納税義務者等の納付金を振替納付するときは、その納税義務者等の同意を得ています。また、茨木市への当依頼書(申込書)の送付は、私に代わって貴行からお願いします。

納保水道 税付道 義護使 務務用 者者者	住所	(〒 -)	申込日	年 月 日
	フリガナ		電話	自宅・勤務先・携帯
氏名		(明・大・昭・平・西暦 年 月 日生)		

太線枠内に必要事項を記入し、該当する項目に○印をつけてください。

区分	種 目	通知書番号(中央の8桁の数字)	振替(払込)方法	振替(払込)開始(廃止)時期
① 市 税	① 軽自動車税		全期	年度から
	② 固定・都計税		全期・期別	年度 期分から
	③ 償却資産		全期・期別	年度 期分から
	④ 市・府民税		全期・期別	年度 期分から
② 新規	⑤ 国民健康保険料	被保険者番号 茨 国	全期・期別	担当課から後日通知します
	⑥ 後期高齢者医療保険料	被保険者番号	期別	担当課から後日通知します
③ 解約	⑦ 介護保険料 (65歳以上のかた)	被保険者番号 0 0 0	毎月払い	担当課から後日通知します
	⑧ 保育所利用者負担額	公私立保育所(園)利用者負担額及び待機児童保育室基本保育料、公立保育所及び待機児童保育室延長保育料・給食費の合計額が下記の口座から振替されます。	毎月払い	担当課から後日通知します
	⑨ 学童保育室利用料	基本利用料・延長利用料の合計額が下記の口座から振替されます。	毎月払い	担当課から後日通知します
	⑩ 水道料金 下水道使用料	使用者番号 - -		振替指定日は検針日を基準として市が指定する日とします。

「ゆうちょ銀行以外の金融機関」又は「ゆうちょ銀行」のいずれかの欄に記入してください。(届出のとおりに記入してください。)

ゆうちょ銀行以外の金融機関	銀行 信金・信組 労働金庫 農協	本店 支店 支所 出張所	種別	種目コード	契約種別コード	振込先口座番号
	金融機関コード	支店コード	市税	166	35	00960-2-960146
	預金の種類	口座番号(右つめて記入)	国保	(176)	28	00990-8-960539
	普通 ①		後期		28	00960-6-960706
ゆうちょ銀行	当座 ②		介護		28	00920-8-960581
	納税準備 ③		保育		30	00990-8-960335
			学童		33	00990-6-960822
			振込先加入者			茨木市会計管理者
			種別	種目コード	契約種別コード	茨木市水道事業管理者
			水道	166	22	00960-7-38785
			金融コード	通帳記号		通帳記号(右つめて記入)
			9900	1	0 の	
フリガナ			届出印		納税義務者等との関係	電話番号
口座名義人					本人・配偶者・子 親・その他()	自宅・勤務先・携帯

2枚目にも押印

取扱金融機関	使用欄

検印	印鑑照合	受付

日付印

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は
自動払込み規定が適用されます。

(取扱金融機関保管)

約 定 事 項 (ゆうちょ銀行除く)

- 1 私が茨木市に納めるべき市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所利用者負担額、学童保育室利用料、水道料金・下水道使用料の納付書等が茨木市から貴行に送付されたときは、貴行において振替指定日に指定口座から私に通知することなく、納付書等に記載の金額を振替納付してください。
- 2 預金の払出手続きについては、当座勘定約定書、普通貯金約定、納税準備金約定、又は預金規定にかかわらず、小切手の払出し、又は預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしませんから、貴行所定の方法で処理してください。
- 3 指定口座の残額が振替日において納付すべき金額に満たないときは、私に通知することなく、茨木市の納付書等を返戻させても異議ありません。
- 4 この口座の振替契約は、貴行が必要と認めたととき、私の納付義務が消滅したとき、長期間にわたり引落としができなかったとき等、相当の事由があるときは、解約されても異議はありません。
- 5 この口座振替契約を解除する場合には、私から貴行へ届け出ます。
- 6 この口座振替による納付に係る領収書の発行については請求いたしません。
- 7 市税及び国民健康保険料の納付方法が全期納付の場合で、万一所定の振替日において指定口座の残額が納付すべき金額に満たないときは、2期以降期別納付に変更してください。
- 8 保育所利用者負担額の納付については、保育所入所中(入所が決定された児童を含む)の対象児童全員に係る保育所利用者負担額(公私立保育所(園)利用者負担額及び待機児童保育室基本保育料、公立保育所及び待機児童保育室延長保育料・給食費の合計額)を指定の口座から口座振替により納付します。
- 9 学童保育室利用料の納付は、学童保育室入室中の対象児童全員に係る利用料を指定の口座から口座振替により納付します。
- 10 この取扱いについて、万一紛議が生じても貴行及び茨木市に迷惑をかけません。

※ ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。
(この規定に関してはゆうちょ銀行のホームページ又は担当課まで)

(様式第1号B) 市 税 保育所利用者負担額
 (申込先) 茨木市長 茨木市 国民健康保険料 学童保育室利用料 口座振替受付通知書
 茨木市水道事業 後期高齢者医療保険料 水道料金・下水道使用料 (兼解約(廃止)届)
 管理者 介護保険料 自動払込受付通知書

本書のとおり、私名義の預金(貯金)口座から口座振替・自動払込により納付したいので、裏面の約定(ゆうちょ銀行を除く)を承認のうえ申し込みます。

なお、私以外の納税義務者等の納付金を振替納付するときは、その納税義務者等の同意を得ています。

納税 水道 税付 義護 務者 者者	住所	(〒 -) フリガナ	申込日	年 月 日
	氏名		電話	自宅・勤務先・携帯 (明・大・昭・平・西暦 年 月 日生)

主体番号

区分	種 目	通知書番号(中央の8桁の数字)	振替(払込)方法	振替(払込)開始(廃止)時期
① 新 規	① 軽自動車税		1	年度から
	② 固定・都計税		1・2	年度 期分から
	③ 償却資産		1・2	年度 期分から
	④ 市・府民税		1・2	年度 期分から
② 解 約	⑤ 国民健康保険料	被保険者番号 茨 国	全期・期別	担当課から後日通知します
	⑥ 後期高齢者医療保険料	被保険者番号	期別	担当課から後日通知します
② 解 約	⑦ 介護保険料 (65歳以上のかた)	被保険者番号 0 0 0 0	毎月払い	担当課から後日通知します
	⑧ 保育所利用者負担額	公私立保育所(園)利用者負担額及び待機児童保育室基本保育料、公立保育所及び待機児童保育室延長保育料・給食費の合計額が下記の口座から振替されます。	毎月払い	担当課から後日通知します 担当課から後日通知します
	⑨ 学童保育室利用料	基本利用料・延長利用料の合計額が下記の口座から振替されます。	毎月払い	担当課から後日通知します
② 解 約	水道料金	使用者番号	振替指定日は検針日を基準として市が指定する日とします。	
	下水道使用料			

ゆう ち よ 銀 行	銀行	本店
	信金・信組	支店
	労働金庫	支所
	農協	出張所
金融機関 コード		支店 コード
預金の種類		口座番号(右づめで記入)
普通	当座	納税 準備
①	②	③

ゆう ち よ 銀 行	種別	種目コード	契約種別コード	振込先口座番号
	市税		35	00960-2-960146
	国保		28	00990-8-960539
	後期	166	28	00960-6-960706
	介護	(176)	28	00920-8-960581
	保育		30	00990-8-960335
	学童		33	00990-6-960822
	振込先加入者			茨木市会計管理者
	種別	種目コード	契約種別コード	茨木市水道事業管理者
	水道	166	22	00960-7-38785
金融コード	通帳記号		通帳記号(右づめで記入)	
9900	1	0	の	

フリガナ	届出印	納税義務者等との関係	電話番号
口座名義人		本人・配偶者・子 親・その他()	自宅・勤務先・携帯

当店に上記預金(貯金)口座名義人の預金(貯金)があることを確認し、本書を承認しました。

年 月 日

取扱金融機関

承認印

市税	国保	後期	介護	保育	学童	日付印
水道	通知日	入力日	確認印	整理番号		

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。(金融機関▶ 茨木市保管)

(様式第1号C)

国民健康保険料 介護保険料
茨木市 後期高齢者医療保険料

口座振替・自動払込
納付について

さきに、あなたから申し出のありました口座振替・自動払込による納付は、下記のとおり取扱いますことになりましたので通知します。

納付義務者	住所	(〒 -)	申込日	年 月 日
	フリガナ		電話	自宅 ・ 勤務先 ・ 携帯

口座振替・自動払込の振替日

区分	【国民健康保険料】 全期前納の場合は6月通知書発送分は6月末日、7月通知書発送分は7月末日。期別納付の場合は当該納付月の末日。 ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。 【後期高齢者医療保険料】 当該納付月の末日。ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。 【介護保険料】 当該納付月の翌月5日。ただし、金融機関が休業日の場合は前営業日となります。			
	① 新規	⑤ 国民健康保険料	被保険者番号 茨 国	振替(払込)方法 (振替開始時期) 全期: 年度分から毎年度6月振替 期別: 年 月(第 期分)から
		⑥ 後期高齢者医療保険料	被保険者番号	期別 年度 期分から (初回振替日: 年 月 日)
	② 解約	⑦ 介護保険料 (65歳以上のかた)	被保険者番号 0 0 0	毎月払い 年度 期分から (初回振替日: 年 月 日)

「ゆうちょ銀行以外の金融機関」又は「ゆうちょ銀行」のいずれかの欄に記入してください。(届出のとおりに記入してください。)

ゆうちょ銀行以外の金融機関	銀行 信金・信組 労働金庫 農協	本店 支店 支所 出張所	種別	種目コード	契約種別コード	振込先口座番号
	金融機関 コード	支店 コード	市税 国保 後期 介護 保育 学童	166 (176)	35 28 28 28 30 33	00960-2-960146 00990-8-960539 00960-6-960706 00920-8-960581 00990-8-960335 00990-6-960822
	預金の種類	口座番号(右つめで記入)	振込先加入者		茨木市会計管理者	
	普通 当座 納税 準備		種別	種目コード	契約種別コード	茨木市水道事業管理者
① ② ③		水道	166	22	00960-7-38785	
フリガナ		金融コード	通帳記号		通帳記号(右つめで記入)	
		9900	1		0 0	
口座名義人			納税義務者等との関係		電話番号	
			本人・配偶者・子 親・その他()		自宅・勤務先・携帯	

※ 年度第 期までの保険料につきましては、納付書で納めてください。

※複数の種目を同時に申し込まれた場合、整理の都合上、市税・各保険料・保育所利用者負担額・学童保育室利用料・水道料金・下水道使用料によって開始時期が異なる場合があります。お手数ですが、各担当課からの通知を確認してください。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

(金融機関 ▶茨木市 ▶ご本人)

(様式第1号D) 市 税 保育所利用者負担額
 国民健康保険料 学童保育室利用料 口座振替納付依頼書
 取扱金融機関 茨木市 後期高齢者医療保険料 水道料金・下水道使用料 (兼解約(廃止)届)
 ゆうちよ銀行 御中 介護保険料 自動払込利用申込書

本書のとおり、私名義の預金(貯金)口座から口座振替・自動払込により納付したいので、裏面の約定(ゆうちょ銀行を除く)を承認のうえ申し込みます。

なお、私以外の納税義務者等の納付金を振替納付するときは、その納税義務者等の同意を得ています。また、茨木市への当依頼書(申込書)の送付は、私に代わって貴行からお願いします。

納税 水道 税付 道義 義使 務務 者者 者者	住所	(〒 -)	申込日	年 月 日
	フリガナ		電話	自宅・勤務先・携帯
氏名		(明・大・昭・平・西暦 年 月 日生)		

太線枠内に必要事項を記入し、該当する項目に○印をつけてください。

区分	種 目	通知書番号(中央の8桁の数字)	振替(払込)方法	振替(払込)開始(廃止)時期
①	市			
	① 軽自動車税		全期	年度から
	② 固定・都計税		全期・期別	年度 期分から
	③ 償却資産		全期・期別	年度 期分から
②	④ 市・府民税		全期・期別	年度 期分から
	⑤ 国民健康保険料	被保険者番号 茨 国	全期・期別	担当課から後日通知します
③	⑥ 後期高齢者医療保険料	被保険者番号	期別	担当課から後日通知します
	⑦ 介護保険料 (65歳以上の方)	被保険者番号 0 0 0	毎月払い	担当課から後日通知します
④	⑧ 保育所利用者負担額	公私立保育所(園)利用者負担額及び待機児童保育室基本保育料、公立保育所及び待機児童保育室延長保育料・給食費の合計額が下記の口座から振替されます。	毎月払い	担当課から後日通知します 担当課から後日通知します
	⑨ 学童保育室利用料	基本利用料・延長利用料の合計額が下記の口座から振替されます。	毎月払い	担当課から後日通知します
⑤	水道料金	使用者番号		振替指定日は検針日を基準として市が指定する日とします。
	⑩ 下水道使用料			

「ゆうちょ銀行以外の金融機関」又は「ゆうちょ銀行」のいずれかの欄に記入してください。(届出のとおりに記入してください。)

ゆう ちょ 銀 行	銀行 信金・信組 労働金庫 農協	本店 支店 支所 出張所	種別	種目コード	契約種別コード	振込先口座番号
	金融機関 コード	支店 コード	市税		35	00960-2-960146
	預金の種類	口座番号(右つめで記入)	国保	166	28	00990-8-960539
	普通 当座 納税 準備		後期 介護 保育 学童	(176)	28 28 30 33	00960-6-960706 00920-8-960581 00990-8-960335 00990-6-960822
① ② ③			振込先加入者			茨木市会計管理者
			種別	種目コード	契約種別コード	茨木市水道事業管理者
			水道	166	22	00960-7-38785
			金融コード	通帳記号		通帳記号(右つめで記入)
			9900	1	0	の
フリガナ			納税義務者等との関係			電話番号
口座名義人			本人・配偶者・子 親・その他()			自宅・勤務先・携帯

市・金融機関受付日

年 月 日

日付印

市・取扱金融機関 使用欄

裏面の約定事項(ゆうちょ銀行を除く)をご確認ください。
 ※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込
 み規定が適用されます。

(ご本人保管)

約 定 事 項 (ゆうちょ銀行除く)

- 1 私が茨木市に納めるべき市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所利用者負担額、学童保育室利用料、水道料金・下水道使用料の納付書等が茨木市から貴行に送付されたときは、貴行において振替指定日に指定口座から私に通知することなく、納付書等に記載の金額を振替納付してください。
- 2 預金の払出手続きについては、当座勘定約定書、普通貯金約定、納税準備金約定、又は預金規定にかかわらず、小切手の払出し、又は預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしませんから、貴行所定の方法で処理してください。
- 3 指定口座の残額が振替日において納付すべき金額に満たないときは、私に通知することなく、茨木市の納付書等を返戻させても異議ありません。
- 4 この口座の振替契約は、貴行が必要と認めたととき、私の納付義務が消滅したとき、長期間にわたり引落としができなかったとき等、相当の事由があるときは、解約されても異議はありません。
- 5 この口座振替契約を解除する場合には、私から貴行へ届け出ます。
- 6 この口座振替による納付に係る領収書の発行については請求いたしません。
- 7 市税及び国民健康保険料の納付方法が全期納付の場合で、万一所定の振替日において指定口座の残額が納付すべき金額に満たないときは、2期以降期別納付に変更してください。
- 8 保育所利用者負担額の納付については、保育所入所中(入所が決定された児童を含む)の対象児童全員に係る保育所利用者負担額(公私立保育所(園)利用者負担額及び待機児童保育室基本保育料、公立保育所及び待機児童保育室延長保育料・給食費の合計額)を指定の口座から口座振替により納付します。
- 9 学童保育室利用料の納付は、学童保育室入室中の対象児童全員に係る利用料を指定の口座から口座振替により納付します。
- 10 この取扱いについて、万一紛議が生じても貴行及び茨木市に迷惑をかけません。

※ ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。
(この規定に関してはゆうちょ銀行のホームページ又は担当課まで)

茨木市学童保育室利用料 口座振替 自動払込み データ送付書

年 月 日

（金融機関）

御中

（受領者

印）

茨木市長

印

茨木市学童保育室利用料 口座振替 自動払込み データを下記のとおり送付します。

		振替日	年 月 日
納付の種類	正・副 (枚)		
	茨木市学童保育室利用料		
振替（払込）依頼（A）	件		
	円		
振替（払込）不能（B）	件		
	円		
振替（払込）済 (A) - (B)	件		
	円		
振替（払込）手数料	円		

（市→取りまとめ店（ゆうちょ銀行））

取りまとめ店（ゆうちょ銀行）保管

茨木市学童保育室利用料 ⎵ 済報告書

口座振替
自動払込み

年 月 日

（報告先）茨木市会計管理者

取りまとめ店(局)

所在地

店

(金融機関)

(局)

印

店(局)名

名

支店(局)長名

茨木市学童保育室利用料

⎵

自動払込み

の納付日における納付状況を下記のとおり報告します。

	振替日	年 月 日
納付の種類	正・副 (枚)	
	茨木市学童保育室利用料	
振替(払込)依頼 (A)	件	
	円	
振替(払込)不能 (B)	件	
	円	
振替(払込)済 (A) - (B)	件	
	円	
振替(払込)手数料	円	

(市→取りまとめ店→指定金融機関→市会計室)

市会計室保管

(市→ゆうちょ銀行→市会計室) (ゆうちょ銀行の場合)

様式第4号（第12関係）

茨木市学童保育室利用料督促状兼領収証書

口座番号	00990-6-960822
加入者名	茨木市会計管理者

年度 月分の茨木市学童保育室利用料口座振替は、次の理由（
 ）により振替できませんでしたので、下記の納期限までに茨木市指定
 金融機関等へ納付してください。

年 月 日

通知書番号			
年度		月分	
項目		金額	
基本利用料			円
延長利用料			円
合計			円

納期限 年 月 日

茨木市長



(納付者保管)

領収日付印
受入金融機関印

茨木市学童保育室利用料納付書

茨木市
272116

様

口座番号	00990-6-960822
加入者名	茨木市会計管理者

通知書番号			
年度		月分	
項目		金額	
基本利用料			円
延長利用料			円
合計			円

納期限 年 月 日

上記のとおり納付します。

(提出先) 茨木市長

領収日付印
受入金融機関印
金融機関 取りまとめ店保管

茨木市学童保育室利用料納入済通知書

茨木市
272116

口座番号	00990-6-960822	加入者名	茨木市会計管理者
------	----------------	------	----------

ID	C/D	業務	年度	月分	通知書番号	C/D	利用料

通知書番号

☆お願い

この納入済通知書は直接電子計算機で処理しますので、汚したり、破ったり、折り曲げたりしないで、ください。

C/D	年度	月	利用料
	年度		円

取りまとめ店
〒539-8794 大阪貯金事務センター

様納

児童名：

上記のとおり通知します。

指定金融
機関印

取りまとめ
金融機関印

(提出先) 茨木市長
照会先 茨木市 学童保育課 (072) 620-1801

領収日付印
受入金融機関印
(茨木市保管)

茨木市学童保育室利用料口座振替請求停止通知書

御中

茨木市こども育成部学童保育課

下記の保護者について、口座振替の停止を依頼します。

金融機関コード							振替日		年 月 日	
支 店		指 定 預 金 口 座			利用料(円)	年 度	学 童 保 育 室 名	理 由		
コード	名 称	種別	口 座 番 号	預 金 者 名						

預金種別コード 1：普通 2：当座 理由コード 1：市の都合 2：本人の都合

茨木市学童保育室利用料口座振替請求停止通知書（控）

御中

茨木市こども育成部学童保育課

下記の保護者について、口座振替の停止を依頼します。

金融機関コード					振替日		年 月 日		
支 店		指 定 預 金 口 座			利用料(円)	年 度	学 童 保 育 室 名	理 由	
コード	名 称	種別	口 座 番 号	預 金 者 名					

預金種別コード 1：普通 2：当座

理由コード 1：市の都合 2：本人の都合

（学童保育課控）

